

6・7月予防接種実施予定

| 実施日 | 種別 | 実施場所 | 時間 | 該当範囲 |
|-------|--------|-------|------------|---------------------------|
| 6月1日 | 日本脳炎 | 横芝中学校 | 11:30~2:30 | 全生徒 |
| 2日 | " | 上堺会館 | " | 一般・保育園児 |
| 3日 | " | 役場 | " | 一般 |
| 7日 | " | 大総会館 | " | 一般・保育園児 |
| 8日 | 生ワク投与 | 役場 | " | S51.7.1~51.12.31までに生まれた幼児 |
| 9日 | 日本脳炎 | 上堺会館 | " | 一般・保育園児 |
| 10日 | " | 役場 | " | 一般 |
| 14日 | " | 大総会館 | " | 一般・保育園児 |
| 21日 | ツベルクリン | 上堺会館 | " | S48.6.1~49.5.1までに生まれた幼児 |
| 22日 | " | 大総会館 | " | " |
| 23日 | 判定BCG | 上堺会館 | " | " |
| 24日 | " | 大総会館 | " | " |
| 28日 | ツベルクリン | 役場 | " | " |
| 30日 | 判定BCG | " | " | " |
| 7月12日 | 破傷風 | " | " | 一般 |

就業構造基本調査にご協力を

本年六月一日現在において昨年
雇用対策等に役立てるものです。
調査票に記入された内容につい
ては、法律によってその秘密の保
護が義務づけられています。申告
者の不利益となるようなことには
一切使用しませんから、ありのま
まご記入くださいようお願いしま
す。

危険物取扱者試験

一、試験の日時
昭和五十二年七月十日前後十時

二、試験の種類
消防法第十三条の二第三項の規
定により危険物取扱者免状の交
付を受けている者

三、受講料
八日市場市外三町消防組合消防
本部

四、受付期間
昭和五十二年六月二十日(月)から
二十四日(金)まで

五、受講資格
消防法第十三条の二第三項の規
定により危険物取扱者免状の交
付を受けている者

納めた税金がかえります

51年分所得税が特別減税

（その他）

給与の税金を源泉徴収で納め、

年末調整を受けているが、今年に
なつて五月末までに退職した人や、

同じ会社に勤務しているサラリ

ーマンは、およそ、六月～七月ご
ろ、賞与や給与を受取るときに、

勤務先から還付されます。

所得税の特別減税が行
われ、次の金額が還
付されることになり
ました。

還付される金額は、

本人は六千円、控除

対象配偶者や扶養親

族は一人につき三千
円として計算した金
額です。ただし、納めた昭和五十
一年分の所得税額の方が少ないと
きは、その税額までとなります。

事業所得者など確定申告をして
お知らせします。その際、同封さ
れた還付請求書に、所要の事項を
記入して、税務署に返送してくだ
さい。そうすると、税務署から還
付金の支払通知書が送られてきま
すから、この支払通知書によつて
郵便局で還付金を受取ることにな
ります。

就業構造基本調査にご協力を

七月一日基準

就業構造基本調査が七月一日現

在で全国一せいに行なわれます。

この調査は、年齢十五歳以上の

男女の就業者・未就業者について

就業日数・転職希望の有無および

就職に対する希望などを調査し、

雇用対策等に役立てるものです。

調査票に記入された内容につい
ては、法律によってその秘密の保
護が義務づけられています。申告
者の不利益となるようなことには
一切使用しませんから、ありのま
まご記入くださいようお願いしま
す。

家畜取引商
講習会のお知らせ

乙種第一類～第六類までの各危
険物取扱者試験

三、願書受付期間
昭和五十二年六月六日(月)か
ら九日(木)まで

四、試験地
千葉市・松戸市・船橋市・成田
市・佐原市・茂原市・市原市・
木更津市・館山市において実施

する。

家畜の売買、交換またはあつ旋
をする方は免許が必要ですが、そ
の講習会が次の要領で開催されま
す。

昭和五十二年七月十四日～十五
日午前八時三十分から午後五
時まで(二日間)

一、日時

千葉市市場町一番三号、千葉県
自治会館六階ホール(第二日午
後からは千葉市若松町四三二番
地「千葉家畜市場」で実施)

二、場所

昭和五十二年七月二十七日(水)
午前九時半受付、十時開始

三、受講料
五百円(千葉県)

四、受講申請
○受講手数料
五百円(千葉県)

○家畜商講習会受講申請書
○受講申込書

○写真(上半身脱帽のもの)

○受講を希望するかたは、六月十
五日までに役場産業課に申請して
下さい。

五、受験資格
消防法第十三条の三第五項に規
定する者

六、受験申し込み

居住地または勤務地を管轄する
市町の消防本部

一、講習の日時
昭和五十二年七月二十七日(水)
午前九時半受付、十時開始

二、場所
成田市国際文化会館

三、受講申し込み
八日市場市外三町消防組合消防

本部